第十三条第四項中「一万二千三百十二円」を「一万二千七百一円」に、「六千百五十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

都道府県、市町村等 / 寒冷地手当の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二五、四〇二円	一二、七〇〇円
二級地	二二、三五四	一一、一七六
三級地	二一、七一九	一〇、八五九
四級地	一七、五二七	八、七六三

第十三条の二第一項中「七百五十三円」を「千五十円」に改め、同条第二項中「一万七百円」を「一万九百円」に改める。

第十三条の三中「千五百十四円」を「二千百八円」に、「四百二十八円」を「五百七十八円」に、「千百五十二円」を「千五百九十八円」に、「七百九十円」を「千八十八円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万六百円」を「一万八百円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千百円」を「一万千三百円」に改め、同項第五号中「一万六百円」を「一万八百円」に改め、同項第六号及び第七号中「一万七百円」を「一万九百円」に改め、同項第八号中「九千五百円」を「九千六百円」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円」を「八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円」を「千五百九十三円」に、「百六十九円」を「百七十一円」に改める。

第十七条第二項中「二、二八〇、三六五」を「二、一八一、一三八」に、「一、二七八、二一七」を「一、二二八、九一八」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

第二条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八五四、九二二円	一三、六二三、一七二円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、六七七、九五五	一六、四六五、四四一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、二八二、八八二	一九、二一〇、〇二四
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、八五五、九四八	二一、〇三六、九〇五
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三一、七六四、五二九	二四、〇六二、九一五
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、二八六、一〇六	二八、三五一、九六四
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、〇九四、三二一	三四、八六六、一二〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、三七九、八〇三	三八、一四一、六五六
	選挙人の数が三百万人以上のもの	七三、五三四、六一八	五五、三九四、五二〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、八六九、四四二	三、八二八、二九七
認定出先機関		二、五七八、一一二	二、〇二九、四二三
大都市		一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八
区	選挙人の数が五万人未満のもの	六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、五二三、五六六	六、六八一、七八三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九
	選挙人の数が三万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二一二
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七
	選挙人の数が千人未満のもの	三二〇、七七八	二六九、六〇九
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三五三、一〇二	三〇一、九三二
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五六二、九八六	四八一、八五二
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
町村	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第百六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

（公職選挙法の一部改正）

第三条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削り、同表第三十八条第二項の項中

投票所	投票所又は共通投票所
登録された者	登録された者（共通投票所には、選挙権を有する者）

を

投票所	投票所又は共通投票所
あつて	

に改める。